

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成 2 6 年 9 月
宮 崎 県 高 鍋 町

(目 次)

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	高鍋町農業の現状と課題	
2	高鍋町農業の展開方向	
3	高鍋町における農業経営基盤の強化の促進に関する取組	
	(1) 農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方	
	(2) 年間農業所得及び年間労働時間の目標	
	(3) 目標を達成するための具体的施策の方向	
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	4
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	その他農用地の利用関係の改善に関する目標	
	(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	
	(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	
	(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、関係団体との連携等	
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	5
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
	(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
	(2) 利用権の設定等の内容	
	(3) 開発を伴う場合の措置	
	(4) 農用地利用集積計画の策定時期	
	(5) 要請及び申出	
	(6) 農用地利用集積計画の作成	
	(7) 農用地利用集積計画の内容	
	(8) 同意	
	(9) 公告	
	(10) 公告の効果	
	(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	
	(12) 紛争の処理	
	(13) 農用地利用集積計画の取消し等	
2	特例事業の実施の促進に関する事項	
3	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
	(2) 区域の基準	

- (3)農用地利用調整事業の内容
- (4)農用地利用規程の内容
- (5)農用地利用規程の認定
- (6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- (7)農用地利用改善団体の勸奨等
- (8)農用地利用調整事業の指導、援助
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進
 - (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
 - (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組
 - (2) 定着に向けた取組
 - (3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組
- 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
 - (2) 推進体制等

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容
 - (2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方
 - (3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
 - (4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
 - (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
 - (6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

第6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

別表1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 個別経営体（14類型）
- 2 組織経営体（3類型）

別表2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・ 34

- 1 個別経営体（4類型）
- 2 組織経営体（1類型）

別紙1（第4の1（1）⑥関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

別紙2（第4の1（2）関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 高鍋町農業の現状と課題

(農業生産)

高鍋町は、宮崎県の中央部海岸沿いに位置し、西都市・川南町・木城町・新富町の1市3町に接している。総面積は43,920k㎡で、町内を流れる小丸川・宮田川沿いを中心に水田地帯、隣町に接している町周辺部高台に畑作地帯が広がり、畜産施設がその中に点在している。

農用地面積はおよそ1,500haで、水田が約600ha、畑が約820ha、茶や果樹園などの樹園地が約80haである。水田地帯では「コシヒカリ」を主体とした早期水稻を中心に、施設野菜や露地野菜等が栽培されている。また、畑作地帯ではキャベツ・白菜を中心とした露地野菜や甘藷、茶が栽培され、養畜も行われている。

今後は、温暖な気候、土地条件など高鍋町の特性を活かして、高付加価値農業や、冬春の露地野菜を中心とした土地利用型農業の実現を目指す。また、離農する農家や高齢兼業農家などの経営資源（農地・機械・施設等）を担い手に継承し、担い手を中心とした産地形成を目指す。

(農業構造)

高鍋町の農業構造については、農業従事者の高齢化が加速し、農業後継者の減少は一層進むと予想され、農家は優れた経営管理能力と高い技術力等を備えた企業的感觉を持つ先進農家、小規模な兼業農家、農業は生きがいや趣味である自給農家、農地の所有権は持つが農業は行わない農地提供者に大きく分かれ、階層分化が更に進むものと思われる。

また、近年、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見せないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

(危機事象)

宮崎県では、平成22年度に口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火による大きな被害が発生し、平成26年に入ってから、全国的に広がりを見せている豚流行性下痢（PED）が県内で継続的に確認されているところである。

このほかにも、台風や長雨による災害や防除困難な害虫の発生など、これまでの想定を超えた危機事象が発生している。

このため、今まで以上に食の安全・安心を消費者に提供する使命感を農業者のみならず県、市町村、関係団体等の全ての関係者が持ち、危機事象に対応できる防災営農を推進していく必要がある。

2 高鍋町農業の展開方向

国では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」がとりまとめられ、「農地中間管理機構の創設」、「経営所得安定化対策の見直し」、「水田フル活用と米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の創設」の4本柱の改革により、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」の創出を目指している中で、宮崎県は、平成23年6月に21世紀の本県農業が更なる持続的発展を果たすための基本方針として策定した「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」を中核に、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」や「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」、その他関連する取組を連動させるものとしている。

高鍋町においては、国・県の政策に基づいた指導推進の強化を図り、今後とも地域の特性を十分に活かし、本町の基幹的産業としてさらなる発展を目指す。また、環境に配慮し、消費者に安全・安心な農産物を供給できる産地形成を目指し、職業として選択し得る魅力とやりがいのある農業・農村づくりを目指すものとする。

3 高鍋町における農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方

高鍋町は、企画的経営に基づく生産性の高い先進的な農業を目指し、他産業と均衡する経営を実現しようとする意欲のある農業者及び農業生産法人を支援する必要がある。

このため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の育成・確保を促進し、人・農地プラン作成過程における話し合い活動を通して位置づけられる中心的経営体への誘導を進め、これらの経営体に対する農用地の集積・集約化に資する農地中間管理事業の積極的な活用や、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。

(2) 年間農業所得及び年間労働時間の目標

ア 認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

本町の農業の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域における他産業従事者の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間労働時間と遜色のない水準の実現を目指し、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を以下のとおりとする。

項目	主たる農業従事者 1人当たり	(参考) 個別1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	430万円程度	430万円	160万円	590万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,900時間	3,800時間

※農業法人1経営体当たりの役員報酬等（役員報酬＋役員労賃）については、概ね1,630万円（年間労働時間1,900時間/人、役員数3人を想定）を目標とするものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

本町の農業の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、地域における他産業従事者の事例と均衡する年間労働時間と遜色のない水準の実現を目指しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（認定農業者等の目標の6割程度の農業所得）の目標を以下のとおりとする。

項目	主たる農業従事者 1人当たり	(参考) 個別1経営体当たり		
		主たる従事者分	補助的従事者分	計
年間農業所得	260万円程度	260万円	100万円	360万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,400時間	3,300時間

※農業法人1経営体当たりの役員報酬等（役員報酬＋役員労賃）については、概ね980万円（年間労働時間1,900時間/人、役員数3人を想定）を目標とするものとする。

(3) 目標を達成するための具体的施策の方向

- ① 高鍋町は、隣接する木城町、新富町とともに、農業協同組合（以下、「JA」という。）、農業委員会、児湯農林振興局（以下、「農林振興局」という。）等関係機関（以下「関係機関」）で構成された児湯地域担い手育成総合支援協議会（以下、「担い手協議会」という。）の機能を十分に発揮し、担い手の育成・確保を図る。更に、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して、関係機関と連携し営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの農業経営の将来についての選択・判断を支援する。

- ② 農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて、利用権設定等を進める。
- ③ 本町農業を担う経営体として、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人を育成・確保するため、経営資源（農地・機械・施設等）を円滑に継承し、集中させていく取組を推進する。
- ④ ①から③の施策に併せて、農地貸借による経営規模拡大及び農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進を一体的に推進し、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するように努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、関係機関の指導の下、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を目指し、新規作目の導入を推進するなど、多様な消費者ニーズに即した生産・販売体制の確立を図る。また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な意味を持つ団体であると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体でもあることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等について、本町における平成25年の新規就農者は5人であり、近年は横ばい傾向である。本町においては過去5年間の平均である1年あたりの新規就農者数2名の確保を目標とし、様々な施策の充実を通じて目標以上の新規就農者の確保を目指す。新規就農者を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及指導センターや地域連携推進員、JA等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。
- なお、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。
- ⑥ 宮崎県の農業就業人口の約半数を占め、町内でも農業生産の重要な担い手であり、また農産加工等の経済活動の実践者としての役割を担う女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請の推進により、経営への参画を重点的に促進する。また、集落組織での話し合いの場などへの女性の参入を呼びかけることで、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。
- ⑦ 認定農業者等と小規模兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持を図り、地域全体としての発展に結びつくよう、担い手のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業構造の再編の意義について、地域の理解と協力を求めていくこととする。
- ⑧ 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。このため、高鍋町は、関係機関との連携のもと認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等、経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

町内の先進的な経営事例をもとに、第1の3に示した目標を達成するための効率的かつ安定的な農業経営の指標について、本町における主要な営農類型については、別表1のとおりとする。

なお、地域の振興品目や作型等の組み合わせにより営農類型は多岐にわたることから、宮崎県農業経営管理指針児湯地域版（平成22年3月策定）において、第1の3に示した目標を達成しうる営農類型も基本的指標として活用する。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

町内の先進的な経営事例をもとに、第1の3に示した目標を達成するための効率的かつ安定的な農業経営の指標について、本町における主要な営農類型については、別表2のとおりとする。

なお、地域の振興品目や作型等の組み合わせにより営農類型は多岐にわたることから、宮崎県農業経営管理指針児湯地域版（平成22年3月策定）において、第1の3に示した目標を達成しうる営農類型も基本的指標として活用する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積に関する目標

農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、本町農業の持続的発展を図っていくために、認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

○認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
80%	基幹作業に係る農作業受託面積を含む。
なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への農地の面的集積の割合が高まるように努める。	

- 注) 1 「認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体及び多様な担い手（農作業受託組織）の農用地利用面積のシェアの目標である。
- 2 「基幹作業に係る農作業受託面積」とは、基幹作業ごとの受託面積の合計を基幹作業数で除した面積とする。
- 3 目標年度は、平成35年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

高鍋町全域において、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進みつつあるが、依然担い手単位の経営農地は分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大に影響を与えている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

高鍋町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化が進み、こうした農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。意欲ある担い手への農地の利用集積を推進するためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることでさらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等

高鍋町の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため以下の施策を推進する。なお、そのために関係機関等との間で農地情報の共有化を推進するとともに、町関係各課、農業委員会、JA、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び担い手協議会等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高鍋町は宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、高鍋町農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開等、地域の特徴を十分踏まえて以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

高鍋町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

また、平坦部の水田地帯や、町周辺部高台畑地帯の農業基盤整備事業の実施済み地区は、そのほ場区画の大型化等による高能率な生産基盤条件を一層活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施すると共に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に共すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又

- は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従業者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情が有る場合を除き、農地適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することが認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者はおおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、
- ・法第7条に定める特例事業を行う農地中間管理機構
 - ・法第4条第3項に定める農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体
 - ・又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農業生産法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後におい

て備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 高鍋町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 高鍋町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり、農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 高鍋町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅延なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 高鍋町は、(5)の申出その他の状況から、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 高鍋町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努力するものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 高鍋町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は、利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、高鍋町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 高鍋町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の

効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②及び③、④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 高鍋町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 高鍋町は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、JA、農地利用集積円滑化団体又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、高鍋町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 高鍋町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、
 - ・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - ・貸借権又は使用貸借権の設定を受けた者は毎年当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること
 - ・農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、現状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ・その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地利用目的、当該所有権の移転時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

高鍋町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地についての所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

(9) 公告

高鍋町は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を高鍋町の掲示板への掲示により公告する。なお、町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

高鍋町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

高鍋町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すも

のとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の広報に記載することその他所定的手段により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 高鍋町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人宮崎県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 高鍋町、農業委員会、JAは、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 高鍋町は、町の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 町、農業委員会、JA、土地改良区及び担い手協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

高鍋町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる基本的な事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を高鍋町に提出して、農用地利用規程について高鍋町の認定を受けることができる。

② 高鍋町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 高鍋町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を高鍋町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 高鍋町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 高鍋町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 高鍋町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、JA、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 JAが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

高鍋町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア JAその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓

発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械への償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) J Aによる農作業の受委託のあっせん等

J Aは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、協同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進に関する事項

高鍋町は、効率的かつ安定的な農業を営む経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次の取組を積極的に進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や関係機関・団体と連携した就農相談会の開催、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。また、農業法人等への雇用就農について、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

イ 県内の関係機関の役割分担

県が就農促進のための拠点と位置付ける、宮崎県青年農業者等育成センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社）は就農に向けた情報提供及び就農相談について担い、技術や経営ノウハウの習得については県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては普及センター、市町村、J A組織等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(2) 定着に向けた取組

高鍋町が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置づけるよう配慮し、国の青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、普及センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年を集めての交流の機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する研修会の実施により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

青年等が就農する地域の「人・農地プラン」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう確実な定着へと

導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと計画的に誘導する。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高鍋町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 高鍋町は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 高鍋町は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 高鍋町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

- ① 高鍋町は、農業委員会、農林振興局、J A、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や、第2の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と合わせて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

- ② 農業委員会、J A、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、高鍋町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

高鍋町においては、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、今後、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。このため、生産基盤の整備や高性能の農業機械等を導入し、農地の担い手への利用集積を促進する必要がある。農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とする。具体的には、

- ① 従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、
- ② 地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、
- ③ 農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とし、町一円を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体として児湯農業協同組合を位置づけるとともに、農用地利用改善団体等による農地所有者代理事業への参画を推進する。

なお、事業実施地区が重複する農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合、他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との適切な連携が図られると認められるものであること。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

町における農地利用集積円滑化事業は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を対象として行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、宮崎県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農用地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構は相互の密接な連携の下に、これら事業を行うものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付け等を行う相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

- (5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準
- ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。
 - ② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。
- (6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ① 高鍋町は、農地利用集積円滑化事業を円滑に実施するため、農地利用集積円滑化団体と位置付けたJ Aと農業委員会、町が役割分担を明確にし、密接な連携による情報の共有化や業務の効率的な実施が図られるよう、これらの機関で構成する面的集積推進組織を設置する。
また、事業が効果的に展開できるよう担い手協農地部会の構成員との密接な連携を図るものとする。
 - ② 面的集積推進組織の構成員は、以下の役割分担により事業を推進し、農業委員等とともに積極的に農地所有者及び利用者に働きかけ、担い手への農地の面的な利用集積を図るとともに、農用地利用改善団体の育成や活動の高度化を推進する。
 - ア 町
 - a) 面的集積推進組織の業務の統轄
 - b) 国・県の支援事業を活用した事業推進
 - イ 農業委員会
 - a) あっせん事業等を活用した農地の受け手の確保
 - b) 権利設定期限が満了する農地の抽出・意向確認
 - c) 農地地図情報等を活用した農地の面的集積の推進
 - ウ 農地利用集積円滑化団体（J A）
 - a) 農地利用集積円滑化事業の実施
 - b) 農地利用集積円滑化事業の支援事業の実施

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成24年 月 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別表 1

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

<個別経営体 No.1 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 基 幹 型	(1)作目・面積等 ①早期水稲 8.0ha ②はくさい 3.0ha ③早期水稲 (作業受託) 10.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 育苗ハウス (2)農機具 トラクター 2台 水田ハロー 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2台 播種機 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 定植機 1台 ライムソア 1台 トラック 2台	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①原則として雇用は行 わずに時間外で対応 ②早期水稲や受託作業 は、気温が高い時期の 過重労働となるため、 計画的な作業で健康 管理に気をつける。
	(2)経営面積 8.0ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 水稲・水稲作業受託による早期 水稲の大規模経営を基幹とし、は くさい栽培と組み合わせ、所得の 向上と安定化を図る。 ②土地利用体系 ハウスで早期水稲と白菜の育 苗を行い、土地利用率と所得の 向上を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 水稲受託作業によって機械の 有効利用を図る。機械の点検整 備を徹底し、使用期間の延長を 図り、コスト削減に努める。		

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.2 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
特 用 作 物 (茶) 専 業 型	(1)作目・面積等 ①茶 (自園自製) 8.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 製茶工場 (2)農機具	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入
	(2)経営面積 8.0ha	製茶機械 1式 乗用型摘採機 1台 乗用型防除機 1台 管理機 1台 トラック 1台 トレーラー 1台 防霜ファン・スプリンクラー 1式 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 自園自製の茶専業経営とする。 ②土地利用体系 作業効率を上げるため、農地の 集積を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 摘採時期を分散し、機械や施設 の効率を高める。 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。 防霜施設の整備を図る。	(2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(3)労働と作業管理 ①家族労働を主体と し、摘採時期は臨時雇 用で対応する。 ②摘採時期は作業が集 中するので、労働配分 を考えて計画的に作 業を進める。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.3>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
特用作物 (茶) 基幹型	(1)作目・面積等 ①茶（委託加工） 3.0ha ②キャベツ （2期作） 2.0ha ③はくさい 1.0ha ④早期水稲 （委託） 0.5ha (2)経営面積 5.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 育苗ハウス (2)農機具 乗用型摘採機 1台 乗用型防除機 1台 管理機 1台 トラック 2台 トレーラー 1台 トラクター 2台 移植機 1台 ライムソワー 1台 防霜ファン 3ha (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 委託加工の茶栽培を基幹とし、 キャベツ・はくさい栽培を組み 合わせる。 ②土地利用体系 作業効率を上げるため、農地の 集積を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 摘採時期を分散し、機械や施設 の効率を高める。 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。水稲栽培は委託することと し、機械に要する経費を削減す る。 防霜施設の整備を図る。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①家族労働を主体と し、摘採時期は臨時雇 用で対応する。 ②摘採時期は作業が集 中するので、労働配分 を考えて計画的に作 業を進める。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.4 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜専業型	(1)作目・面積等 ①加工用甘藷 6.0ha ②食用甘藷 (トシ早熟) 0.4ha ③干大根 4.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 (2)農機具 トラクター 1台 トラック 2台 動力噴霧機 1台 土壌消毒機 1台 つる切り機 1台 芋洗い機 1台 ハーベスタ 1台 マルチャー 1台 ライムソワー 1台 ロータリー 1台 巻き取り機 1台	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①収穫時期等の農繁期 には、雇用労力に対応 する。
	(2)経営面積 6.4ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 原料用甘藷と干大根を主体と した露地専業経営とする。 ②土地利用体系 作業効率を上げるため、農地の 集積を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。		

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.5 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜基幹型	(1)作目・面積等 ①はくさい 3.0ha ②キャベツ (2期作) 6.0ha ③早期水稲 3.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 育苗ハウス (2)農機具 トラクター 2台 移植機 1台 動力噴霧機 1台 ライムソー 1台 ブームスプレーヤー 1台 自走式収穫台車 1台 トラック 2台 水田ハロー 1台 田植機 1台 コンバイン 1台	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①収穫時期等の農繁期 には、雇用労力に対応 する。
	(2)経営面積 6.0ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 はくさい・キャベツを主体とし た露地野菜を基幹とし、早期水 稲を組み合わせる。 ②土地利用体系 畑はネコブ病対策等を十分行 い作付けを行う。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。		

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.6 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜基幹型 (1)	(1)作目・面積等 ①きゅうり 抑制： 0.4 ha 半促成：0.4 ha ②早期水稲 2.0ha (2)経営面積 2.4ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス (AP 改良 2 号型) 育苗ハウス 灌水施設 自動開閉装置 (2)農機具 トラクター 1 台 移植機 1 台 動力噴霧機 1 台 加温機 一式 管理機 1 台 トラック 1 台 水田ハロー 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 早期水稲との複合経営とする。 ②土地利用体系 栽培後は陽熱消毒を行い連作 障害等を回避する。 ③施設・機械等の効率的利用 自動開閉装置を設置し、省力化 を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析の 実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①自動開閉装置を設置 し省力化を図る。 ②自家労力の 2 人を中 心として、不足する場 合は臨時雇用で対応 する。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.7>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜基幹型 (2)	(1)作目・面積等 ①促成トマト 0.5 ha ②早期水稲 2.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス (AP 改良 2 号型) 育苗ハウス 灌水施設 自動開閉装置	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入
	(2)経営面積 2.5ha	(2)農機具 トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 一式 循環扇 一式 トラック 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 ハウストマトを基幹作物に早 期水稲を加えた農業経営。 ②土地利用体系 栽培後は陽熱消毒を行い連作 障害等を回避する。 ③施設・機械等の効率的利用 自動開閉装置を設置し、省力化 を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。	(2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析の 実施	(3)労働と作業管理 ①自動開閉装置を設置 し省力化を図る。 ②自家労力の2人を中 心として、不足する場 合は臨時雇用で対応 する。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.8>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜基幹型 (3)	(1)作目・面積等 ①促成ピーマン 0.5 ha ②早期水稲 2.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス (AP 改良 2 号型) 育苗ハウス 灌水施設 自動開閉装置	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入
	(2)経営面積 2.5ha	(2)農機具 トラクター 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 一式 循環扇 一式 トラック 1台 水田ハロー 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 促成ピーマンを基幹作物に早 期水稲を加えた農業経営。 ②土地利用体系 栽培後は陽熱消毒を行い連作 障害等を回避する。 ③施設・機械等の効率的利用 自動開閉装置を設置し、省力化 を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。	(2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析の 実施	(3)労働と作業管理 ①自動開閉装置を設置 し省力化を図る。 ②自家労力の2人を中 心とするが不足する 場合は臨時雇用等で 対応する。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.9>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き 専業型	(1)作目・面積等 ①苗・鉢物 (ハンジュー ・スイピー等) 0.5 ha (2)経営面積 0.5ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス (AP 改良 2 号型) (2)農機具 自動土入れ機 1 台 混合機 1 台 自動播種機 1 台 ポンプ 1 機 動力噴霧機 1 台 トラック 2 台 加温機 一式 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 苗・鉢物の専業経営とする。 ②土地利用体系 他品目の鉢・苗物等との組み合わせにより施設の利用効率を上げる。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の延長を図りコスト削減に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族従事者数 2 人 (2)家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 (3)労働と作業管理 ①家族労力を主体とするが、農繁期は雇用で対応する。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.10>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹基幹型	(1)作目・面積等 ①マンゴー (後期加温) 0.2 ha ②花苗 0.2ha	(1)建物・施設 倉庫等 ハウス (AP 改良 2 号型) 灌水施設 自動開閉装置 (2)農機具 動力噴霧機 1 台 加温機 1 台 トラック 2 台	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析の 実施	(1)家族従事者数 2 人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 ①自家労力の 2 人を中 心とするが不足する 場合は臨時雇用等で 対応する。 ②マンゴー開花期の花 穂吊から果実肥大期 の果実吊には集中し た管理が必要。
	(2)経営面積 0.4ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 マンゴー栽培を基幹とし、花苗 栽培を組み合わせることで経営 の安定を図る。 ②土地利用体系 栽培施設の棟の向きは、マンゴ ーに光がむらなく当たるように 南北棟とする。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。		

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.1 1 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖基幹型	(1)作目・面積等 ①繁殖牛 30頭 ②だいこん (加工用) 2.0ha ③にんじん (加工用) 1.0ha 飼料用稲 1.5ha	(1)建物・施設 牛舎 倉庫等 堆肥舎 (2)農機具 トラクター 1台 ロータリー 1台 動力噴霧機 1台 ディスクモア 1台 フロントローダー 1台 マニュアルスプレッダ 1台 トラック 2台 等	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の 実施 ②経営と家計の分 離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基づく 経営分析の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結に基 づく給料制・休日制の導 入 (3)労働と作業管理 家族労力とするが、労働 配分を考え、過重労働に ならないようにする。
	(2)経営面積 4.5ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 和牛繁殖を基幹とし、加工だいこんに にんじん栽培と組み合わせ、所得の向上 安定を図る。 ②土地利用体系 粗自給飼料は、借地も含め転作田の有 効活用を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 過剰投資を避けるため、飼料生産用機 械の共同利用を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の延長を 図りコスト削減に努める。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜 伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和の とれた農業生産活動規範」に基づき、 家畜排せつ物の適正処理と有効利用を 図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害 虫の発生防止・低減する取組を励行す る。 自給飼料の確保や堆肥等の有効利用 を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確 保及びアニマルウェルフェアにも配慮 した家畜飼養に努める。		

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.12>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛肥育專業型	(1)作目・面積等 ①肥育牛 300頭 (2)経営面積 -ha	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 倉庫等 (2)農機具 ホイールローダ 1台 換気扇 一式 動力噴霧器 1台 トラクター 1台 飼料攪拌機 1台 フォークリフト 1台 トラック 2台 等 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 交雑種牛（F1）と乳用種牛の肥育專業経営とする。 ②土地利用体系 給与飼料は、配合飼料を基本とし、自給飼料についても借地等を含め、確保するよう努める。 ③施設・機械等の効率的利用 施設機械の装備は最小限とし、有効活用を行う。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 自給飼料の確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 (3)労働と作業管理 家族労力とし、施設機械の有効活用による作業管理の省力化を図る。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.13>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚一貫專業型	(1)作目・面積等 ①養豚一貫 母豚 120頭 (2)経営面積 -ha	(1)建物・施設 繁殖育成・分娩・肥育豚舎 管理棟 飼料等倉庫 尿・堆肥処理施設 (2)農機具 溶接機 1台 消毒用動力噴霧器 1台 ショベルローダー 1台 妊娠診断機 1台 尿処理機械器具 一式 堆肥化機械器具 一式 体重秤量計 1台 トラック 2台 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 養豚一貫経営とする。 ②土地利用体系 給与飼料は、完全配合飼料のみとする。 ③施設・機械等の効率的利用 飼養管理は、自動給餌器、自動給水器、換気扇、細霧装置で行う。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 (3)労働と作業管理 家族労力とし、施設機械の有効活用による作業管理の省力化を図る。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

<組織経営体 No.1 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚一貫專業型	<p>(1)作目・面積等</p> <p>①養豚一貫 母豚 250頭</p> <p>(2)経営面積 —ha</p>	<p>(1)建物・施設 繁殖育成・分娩・肥育豚舎 管理棟 飼料等倉庫 尿・堆肥処理施設</p> <p>(2)農機具 溶接機 1台 消毒用動力噴霧器 1台 ショベルローダー 1台 妊娠診断機 1台 尿処理機械器具 一式 堆肥化機械器具 一式 体重秤量計 1台 トラック 2台</p> <p>(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 養豚一貫経営とする。 ②土地利用体系 給与飼料は、完全配合飼料のみとする。 ③施設・機械等の効率的利用 糞尿分離形式の豚舎とし、糞はスクレーパーで掻き出し、糞尿分離率80%に高める。 汚泥水は活性汚泥浄化処理施設で処理後放流し、糞は堆肥舎又は強制発酵施設等で堆肥化を行う。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。</p>	<p>(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離</p> <p>(2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施</p>	<p>(1)役員数 3人</p> <p>(2)従事者全員の社会保険への加入</p> <p>(3)労働と作業管理 ①基幹労働力(役員)は3人で、常時雇用2人の雇用により生産を行う。 ②農作業事故への対応等のため、保険等に加入する。</p>

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <組織経営体 No.2 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛肥育專業型	(1)作目・面積等 ①肥育牛 1,000 頭 (2)経営面積 - ha	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 倉庫等 (2)農機具 ホイールローダ 1 台 換気扇 一式 動力噴霧機 1 台 トラクター 1 台 飼料攪拌機 1 台 フォークリフト 1 台 トラック 2 台 等 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 交雑種牛（F1）と乳用種牛の肥育專業経営とする。 ②土地利用体系 給与飼料は、配合飼料を基本とし、自給飼料についても借地等を含め、確保するよう努める。 ③施設・機械等の効率的利用 牛舎は低コスト牛舎とし、作業機械による糞の排出が可能な構造とする。 換気扇を設置して暑熱、換気対策をとる。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 自給飼料の確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数 3 人 (2)従事者全員の社会保険への加入 (3)労働と作業管理 ①基幹労働力（役員）は 3 人で、常時雇用 3 人の雇用により生産を行う。 ②農作業事故への対応等のため、保険等に加入する。

効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
 <組織経営体 No.3 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
地 被 植 物 専 業 型	(1)作目・面積等 ①芝 30ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の 実施	(1)役員数 3人
	(2)経営面積 30ha	(2)農機具 トラクター 2台 乗用芝刈機 2台 ブームスプレーヤー 1台 ライムソー 1台 ショベル 1台 ホイールローダ 1台 トラック 2台 等 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 地被植物専業とする。 ②土地利用体系 作業効率を上げるため、農地の集積を 図る。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の延長を 図りコスト削減に努める。	(2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基づく 経営分析の実施	(2)従事者全員の社会保険へ の加入 (3)労働と作業管理 ①基幹労働力(役員)は3 人とし、雇用労力を確保 する。 ②農作業事故への対応等 のため、保険等に加入す る。

別表 2

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

<個別経営体 No.1 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜専業型	(1)作目・面積等 ①はくさい 2.0ha ②キャベツ (2期作) 4.0ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 育苗ハウス (2)農機具 トラクター 2台 移植機 1台 動力噴霧機 1台 ライムソワー 1台 ブームスプレーヤー 1台 自走式収穫台車 1台 トラック 1台	(1)記帳等 ①複式簿記記帳 の実施 ②経営と家計の 分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基 づく経営分析 の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結 に基づく給料制・休日 制の導入 (3)労働と作業管理 自家労力の2人を中 心とするが、収穫時期 等の農繁期には、雇用 労力で対応する。
	(2)経営面積 4.0ha	(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 はくさい及びキャベツの2期 作による露地野菜専業型。 ②土地利用体系 借地を基本とし、労力配分や連 作障害の回避策に配慮し、ネコ ブ病対策等を十分行い作付けを 行う。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の 延長を図りコスト削減に努め る。 ④その他 健康管理や農作業の安全に努 める。		

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.2 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜專業型 (1)	(1)作目・面積等 ①きゅうり 抑制：0.2ha 半促成：0.2ha (2)経営面積 0.4ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス（AP改良2号型） 育苗用ビニールハウス 自動開閉装置 灌水施設 (2)農機具 乗用トラクター 1台 軽トラック 1台 自走式管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 一式 循環扇 一式 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 きゅうりの抑制栽培と半促成栽培による野菜專業型経営。 ②土地利用体系 栽培後は陽熱消毒を行い連作障害等を回避する。 ③施設・機械等の効率的利用 自動開閉装置を設置し、省力化を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の延長を図りコスト削減に努める。 ④資本装備の考え方 倉庫等、格納庫、育苗用ビニールハウス、乗用トラクター、自走式管理機については、親との共同利用とする。 ⑤その他 健康管理や農作業の安全に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 (3)労働と作業管理 ①きゅうりでは自動開閉装置を設置し省力化を図る。 ②自家労力の2人を中心として、不足する場合は親族の手伝い等の無料労働力を確保するか、労働時間の延長で対応する。 ③農閑期については、パートなど農外収入を50万円程度見込む。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.3 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型 (2)	(1)作目・面積等 ①促成トマト 0.3ha	(1)建物・施設 倉庫等 格納庫 ハウス (AP 改良 2 号型)	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の 実施 ②経営と家計の分 離	(1)家族従事者数 2人
	(2)経営面積 0.3ha	育苗用ビニールハウス 自動開閉装置 灌水施設 (2)農機具 乗用トラクター 1台 軽トラック 1台 自走式管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 一式 循環扇 一式 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 ハウストマト促成栽培による野菜専 業経営型。 ②土地利用体系 栽培後は陽熱消毒を行い連作障害等 を回避する。 ③施設・機械等の効率的利用 自動開閉装置を設置し、省力化を図 る。 点検整備を徹底し、使用期間の延長を 図りコスト削減に努める。 ④資本装備の考え方 倉庫等、格納庫、育苗用ビニールハウ ス、乗用トラクター、自走式管理機に ついては、親との共同利用とする。 ⑤規格外品の販売について 「へたとれ」等の規格外品については、 直売所等での販売により所得の向上を 図る。 ⑥その他 健康管理や農作業の安全に努める。	(2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基づ く経営分析の実施	(2)家族経営協定の締結に基 づく給料制・休日制の導 入 (3)労働と作業管理 ①トマトでは自動開閉装 置を設置し省力化を図 る。 ②自家労力の 2 人を中心 として、不足する場合は 親族の手伝い等の無料労 働力を確保するか、労働 時間の延長で対応する。 ③農閑期については、パー トなど農外収入を 50 万 円程度見込む。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
 <個別経営体 No.4>

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖基幹型	(1)作目・面積等 ①繁殖牛 1.5頭 ②だいこん (加工用) 1.5ha ③にんじん (加工用) 0.5ha 飼料用稲 1.0ha (2)経営面積 3.0ha	(1)建物・施設 牛舎 倉庫等 堆肥舎 (2)農機具 トラクター 1台 ロータリー 1台 動力噴霧機 1台 ディスクモア 1台 フロントローダー 1台 マニュアルプレッダ 1台 トラック 2台 等 (3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 和牛繁殖を基幹とし、加工だいこん、 にんじん栽培と組み合わせ、所得の向 上安定を図る。 ②土地利用体系 粗自給飼料は、借地も含め転作田の有 効活用を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 過剰投資を避けるため、飼料生産用機 械の共同利用を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の延長を 図りコスト削減に努める。 ④その他 「飼養衛生管理基準」を遵守し、家畜 伝染病防疫体制の徹底を図る。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和の とれた農業生産活動規範」に基づき、 家畜排せつ物の適正処理と有効利用を 図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害 虫の発生防止・低減する取組を励行す る。 自給飼料の確保や堆肥等の有効利用 を図るため、耕種農家との連携を図る。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確 保及びアニマルウェルフェアにも配慮 した家畜飼養に努める。	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の 実施 ②経営と家計の分 離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実 施 ②記帳結果に基づく 経営分析の実施	(1)家族従事者数 2人 (2)家族経営協定の締結に基 づく給料制・休日制の導 入 (3)労働と作業管理 家族労力を中心とする が、労働配分を考え、過 重労働にならないように する。 乾草、サイレージを活 用して、効率のよい飼養 管理に努める。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

<組織経営体 No.1 >

営農類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型	<p>(1)作目・面積等 ①促成ピーマン 1.5ha</p> <p>(2)経営面積 1.5ha</p>	<p>(1)建物・施設 倉庫等 パイプハウス2号型 ハウス (AP改良2号型) 自動開閉装置</p> <p>(2)農機具 乗用トラクター 1台 管理機 2台 動力噴霧機 2台 トレーラー耕耘機用ダンプ 1台 プラウ 1台 フロントローダー 1台 加温機 一式 循環扇 一式 軽トラック 1台 普通トラック 1台</p> <p>(3)技術・経営上の要点 ①当該類型設定の考え方 沿岸部水田地帯の代表的な促成ピーマン法人経営営農類型。 ②土地利用体系 ハウス長期1作による作型であるが、2作型など作型を分化させ、労力の分散を図る。 ③施設・機械等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の延長を図りコスト削減に努める。 ④その他 健康管理や農作業の安全に努める。</p>	<p>(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施</p> <p>(2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施</p>	<p>(1)役員数 3人</p> <p>(2)従事者全員の社会保険への加入</p> <p>(3)労働と作業管理 ①役員3名を中心とし、雇用労力を確保する。 ②農作業事故への対応等のため、保険等に入る。</p>

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に共する場合に限る。）、JA等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に共する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に共する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に共する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に共する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定は又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、茶や果樹等永年作物による利用の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報料を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金額以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金額以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使で有る場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき高鍋町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定するJA等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。